

## 浜田市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対して、その設置に要する費用の一部を補助することにより、環境にやさしい新エネルギーの積極的な利用を促進するとともに、環境保全に対する意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止対策を推進することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、次項に掲げる要件を満たすものとする。ただし、当該事業に対し、市の他の同種の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象者としない。

- (1) 市内に自らが所有し、居住する家屋（別荘等一時的に使用する家屋を除く。以下同じ。）又は市内に自らが居住するために新築し、若しくは改築する家屋に次条に規定する住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者
  - (2) 市内に自らが居住するために建売住宅供給者等からシステムが備え付けられた家屋（以下「システム付き家屋」という。）を購入する者
- 2 前項に定めるもののほか、補助対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）からシステムを購入し、かつ、市内事業者の施工によりシステムを設置する者又は市内事業者からシステム付き家屋を購入する者
- (2) この補助金の交付申請をした日の属する年度の3月31日までにシステムの設置を完了し、又はシステム付き家屋の売買契約を締結することができる者
- (3) 市税を滞納していない者

### (補助対象システム)

第3条 補助の対象となるシステムは、住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムのうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般社団法人太陽光発電協会が行う住宅用太陽光発電導入支援対策

補助事業の交付要件に適合するものとして登録されているものであること。

(2) 未使用品であること。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、システムを構成する太陽電池の最大出力（当該システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又はIECその他国際規格で表された公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示とする。）をいう。）に3万円を乗じて得た額（補助金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、12万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、システムの設置工事の着工前14日（システム付き家屋の購入の場合にあつては、当該売買契約の締結前14日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) システムを構成する太陽電池の最大出力が確認できる書類

(3) 現況写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、住宅用太陽光発電システム設置事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から14日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに住宅用太陽光発電

システム設置事業実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) システムの設置状況が確認できる書類及び写真
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（交付額の確定等）

第 9 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 11 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（協力）

第 12 条 市長は、この告示による補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じてシステムの稼動状況の報告、地球温暖化防止対策に係るアンケートその他の協力を求めることができる。

（その他）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。